

# 自動車税

自動車税は、自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるので、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

## 【納める人】

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車などと大型特殊自動車を除きます。）を所有している人（割賦購入の自動車については、買主）

## 【納める額】

主なものは次のとおりです。

区 分		自家用	営業用
乗 用 車	総排気量が 1ℓ 以下のもの	29,500円	7,500円
	総排気量が 1ℓ を超え 1.5ℓ 以下のもの	34,500円	8,500円
	総排気量が 1.5ℓ を超え 2ℓ 以下のもの	39,500円	9,500円
	総排気量が 2ℓ を超え 2.5ℓ 以下のもの	45,000円	13,800円
	総排気量が 2.5ℓ を超え 3ℓ 以下のもの	51,000円	15,700円
	総排気量が 3ℓ を超え 3.5ℓ 以下のもの	58,000円	17,900円
	総排気量が 3.5ℓ を超え 4ℓ 以下のもの	66,500円	20,500円
	総排気量が 4ℓ を超え 4.5ℓ 以下のもの	76,500円	23,600円
	総排気量が 4.5ℓ を超え 6ℓ 以下のもの	88,000円	27,200円
トラック	総排気量が 6ℓ を超えるもの	111,000円	40,700円
	最大積載量が5トン以下のもの	8,000円～25,500円	6,500円～18,500円
	最大積載量が5トンを超え8トン以下のもの	30,000円～40,500円	22,000円～29,500円

なお、自動車税は4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度の途中で抹消登録・新規登録などをした場合には、次のとおりの月割りの税額になります。

- ① 4月1日以後に抹消登録をした場合は、4月から抹消登録をした月までの分
- ② 新規登録をした場合は、新規登録した月の翌月から3月までの分

## 【自動車税のグリーン化特例】

### 1 環境負荷の小さい自動車（軽課）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録された次の自動車は、平成29年度（登録の翌年度の1年度分）に限り自動車税が軽減されます。

対 象 車	軽減措置
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、 クリーンディーゼル乗用車（H21排出ガス基準適合）  H32燃費基準+10%達成                      かつ ★★★★★（注）	概ね75%軽減
 H27燃費基準+20%達成                      かつ ★★★★★（注）	概ね50%軽減

（注）「★★★★」とは、平成17年排出ガス基準より窒素酸化物を75%以上低減させた自動車。

## 2 環境負荷の大きい自動車（重課）

平成14年度から次の年限を超えている自動車について、特例措置を講じています。

平成27年度からは**概ね15%重課**となりました。（バス・トラック等の一部車種は概ね10%重課）  
（平成14年度から平成26年度までは概ね10%重課）

対 象 車	重課措置
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	概ね15%重課
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車、LPG車	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

### ◎平成29年度以降に重課対象となる自動車

ディーゼル車 ……………平成18年3月31日までに新車新規登録をした自動車  
ガソリン車、LPG車 ……………平成16年3月31日までに新車新規登録をした自動車

### 【減 免】

身体障害者等（身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者）の方が所有する自動車に係る減免制度があります。（等級などの要件あり）

対 象 車	申請時期
新規取得の場合	申告（登録）のとき
4月1日現在所有の場合	自動車税の納期限内

なお、申告（登録）又は4月1日以後に減免の要件を満たすことになった場合や、上記の申請期限に申請しなかった場合は、申請書提出日の属する月の翌月分から3月分までの税額が月割りで減免となります。（毎年3月を除く。）

### 【納 税】

県から送られる納税通知書により5月末日までに納めます。ただし、4月1日以後に新規登録をした場合には、申告の際に県の証紙を貼って納めます。  
（石川県では、証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納めます。）

### 【納税証明書】

自動車の車検（継続検査又は構造等変更検査）を受ける場合には、自動車税の納税証明書が必要です。この証明書は、県から送られる納税通知書に添付されています（翌年の自動車税納期限の前日まで有効）ので、**車検証と一緒に大切に保管し、自動車の車検にご利用ください。**

## ◆自動車税トラブル防止心得3カ条◆

### 【その1 手放したら名義を確認する！】

自動車を売ったり下取りに出したら、車検証（自動車検査証）の名義が変わっているかを確認しましょう。たとえ自動車がなくても、車検証にあなたの名前がある限り引き続き納税の義務があります。

### 【その2 スクラップなら抹消登録をする！】

自動車をスクラップしても、登録を抹消しないうちは、本当の廃車ではありません。廃車したら登録が抹消されているか確認しましょう。

### 【その3 住所変更したら届け出る！】

住民票を移しても、自動車税の登録住所は変わりません。引越しをしたら、車検証の住所変更登録をするか、最寄りの県総合（県税）事務所又は県税務課自動車税グループまで連絡してください。